開議　午前１０時００分

◎開議の宣告

○議長（目時重雄君）　おはようございます。

　　ただいまの出席議員数は11人であります。

　　よって、定足数に達しております。

　　これより本日の会議を開きます。

────────────────────────────────────────────

◎一般質問

○議長（目時重雄君）　日程第１、一般質問を行います。

　　ただいまから順次質問を許可いたします。

────────────────────────────────────────────

◇　鹿兒島　　　巖　君

○議長（目時重雄君）　１番、鹿兒島巖君の登壇を求めます。

　　１番。

〔１番　鹿兒島　巖君登壇〕

○１番（鹿兒島　巖君）　１番、鹿兒島であります。

　　議長の発言許可をいただきましたので、ただいまから一般質問を行わせていただきたいと思います。

　　今議会における私の一般質問は、２つの課題についてであります。

　　第１番目は、旧七滝小学校校舎の利活用についてであります。七滝小学校が閉校となって４年が経過をいたしました。閉校後の校舎の利活用については、平成14年に廃校となった川上小学校、平成23年に廃校となった十和田小中学校の利活用問題とあわせて懸案の課題でありますが、その中でも旧七滝小学校校舎の利活用問題については、抜本的と言える利活用案の着手に私などは大きな期待をしていたところであります。

　　しかし、ことし初めに、町から利活用案の一つであった高齢者住宅への改修案が思いのほか費用がかかるということ等で白紙に戻り、改めて他の利活用方法を示したいとの報告がなされました。

　　そこで伺います。その後どのように進行しているのか、具体的にお聞かせいただきたいと思います。

　　２つ目の課題は、3.11大震災に伴う原発事故由来の放射能汚染一般廃棄物問題についてであります。平成23年３月11日の大震災に伴う原発事故由来の放射能汚染一般廃棄物問題は、今なお未解決のままとなっていると受けとめております。

　　そこで伺います。まず第１に、当町に搬入・埋設された問題は、同年７月12日にグリーンフィル小坂に埋設された松戸市の焼却灰が１万500ベクレルという高濃度の汚染焼却灰であることが判明したことを発端として現在に至っております。町は同年７月13日以降、関東圏からの一般廃棄物焼却灰の受け入れを中断し、松戸市との一般廃棄物受け入れ合意を同年８月３日に破棄しております。その後、平成24年11月22日から関東圏からの一般廃棄物焼却灰受け入れを再開以降も松戸市とは受け入れ合意せず、現在にいたっているところであります。

　　こういった中で、今回松戸市の事情により一般廃棄物受け入れ依頼があり、これを前向きに検討したいとのことでありますけれども、経過から明らかなように、松戸市からの放射能汚染廃棄物の搬入が事の発端であり、その処理が町民の安心・安全にとって完結されていない現状では、埋設された汚染廃棄物の実態解明と処理の完結を図ることが先決であると考えますが、この点についてお伺いをしたいと思います。

　　２点目は、環境省の資料によれば、現在全国で一時保管となっている放射能汚染一般廃棄物焼却灰は５万7,841ｔ、うち首都圏では２万5,588ｔ、さらに千葉県内では８市４事業組合で6,105ｔとのことであります。28年度実績では、そのうち７市２組合から一時保管対象以外の焼却灰の搬入がグリーンフィルにあったところでありますけれども、国の8,000ベクレル以下の指定解除によって、一時保管となっていた廃棄物の焼却灰が混入・搬入される危惧が今後起こるのではないかと考えるところでありますけれども、この点についての所見をお伺いしたいと思います。

　　以上、答弁をいただいた上で、改めて再質問をさせていただきます。

○議長（目時重雄君）　鹿兒島議員からの一般質問に対し、町長からの答弁を求めます。

　　町長。

○町長（細越　満君）　おはようございます。

　　１番、鹿兒島巖議員の一般質問にお答えさせていただきます。

　　初めに、旧七滝小学校校舎の利活用についてのお尋ねであります。

　　平成28年度においては、本施設の利活用を図るため、１階部分については、その活用の意向を持つ社会福祉法人への貸し付けと地域の方々の交流スペース、そしてつつじ平浴場にかわる入浴設備を整備し、２階部分を高齢者の単身者向けの住宅として整備することとした基本設計を策定いたしました。

　　この基本設計の内容について、ことし２月17日に開催されました七滝地区自治会運営研究会の席において、地域の方々に対しまして説明し、それに対する意見等をいただきました。また、２月22日には議会議員全員協議会において、設計の内容の説明とこれに対する七滝地域の方々からの意見等について報告しているところでございます。

　　この内容では、全体事業費が５億円と見積もられたことから、多額の事業費となる２階部分の住宅整備を取りやめ、他の利活用方法を検討することといたしました。その検討状況については、６月20日の議員全員協議会において、１階部分を社会福祉法人が活用していただくことはそのままで、２階部分を貸し事務所として整備することをベースに調査・検討した旨の報告をさせていただきました。

　　そこで、貸し事務所として廃校となった校舎を活用している五城目町の施設を担当職員が視察に出向きました。また、首都圏から地方に拠点を移転し、その実例をもとに地方での事務所開設のノウハウを提供している事業所の担当者と相談する機会を得て、貸し事務所としての活用や事業所誘致の方策等についてアドバイスをいただきました。

　　そこで、これらをもとに、当初計画にもある地域交流スペースや入浴設備を加えた部屋のレイアウトを作成し、その改修に要する事業費を算出した後に、七滝地区の方々、議員の皆様へそれを示して意見等を伺いたいと考えております。

　　改修事業費の財源としては、条件が整えば国庫補助制度の対象となり得る可能性があると国の担当者から回答いただいていることから、国等とも引き続き協議を行ってまいります。その後、準備が整い次第に関連予算を措置、来年度にはその利活用が図られる施設として整備したいと考えております。

　　次に、3.11大震災に伴う原発事故由来の放射能汚染一般廃棄物問題についてのお尋ねであります。

　　平成23年３月11日14時46分に三陸沖等を震源とするマグニチュード9.0の東北地方太平洋沖地震が発生し、その地震により発生した津波や建物、施設等の崩壊などにより多くの人命や財産が失われました。この地震による被害は東日本大震災と命名され、今日でもその被害に苦しむ多くの人々がおられます。この地震による津波被害で、東京電力福島第二原子力発電所で水素爆発が発生し、広範囲にわたって高濃度の放射性物質を放出する事故が発生いたしました。この事故によって、高濃度の放射性物質を含む一般廃棄物の焼却灰や下水道汚泥が関東地方を中心に広範囲で発生いたしました。

　　このような状況に、環境省では６月28日付で焼却灰等の放射能物質濃度を測定し、１㎏当たり8,000ベクレルを超えるものについて、埋め立て処分をせずに一時保管を指示する通知を出しました。

　　町で問題となった松戸市の焼却灰についてでありますが、松戸市では環境省の通知を受け、７月４日に測定のサンプルを採取し、７月11日に１㎏当たり１万500ベクレルであるとの分析結果が出ました。その間の７月５日と７日の２回にわたり松戸市の焼却場から焼却灰が搬出され、７月９日に５日搬出分、７月12日に７日搬出分がグリーンフィル小坂株式会社の最終処分場に埋め立てられました。この事態に、町では松戸市の対応を問題視し、８月３日に松戸市との間で取り交わしていた一般廃棄物受け入れ合意の破棄を行っております。その後は、松戸市からの申し入れ等はないまま現在に至っております。

　　町やグリーンフィル小坂株式会社では、７月13日に関東圏からの一般廃棄物の受け入れを中止し、既に埋め立てられた焼却灰について、国や県の指導を受けながら国の基準による管理を行いつつ、最終処分場の新たな管理基準について協議を進めてまいりました。その結果、新たな管理基準で安全を確保できることを確認できましたので、平成24年11月22日に関東圏からの一般廃棄物の受け入れを再開しております。

　　このような状況の中、本年に入り松戸市から訪問の打診があり、８月３日に松戸市の廃棄物担当職員が来庁いたしました。訪問の要旨は、焼却場建設に伴うごみの焼却灰受け入れのお願いであります。松戸では平成32年度より焼却場の再整備により、新焼却場建設までの間のごみ焼却を近隣自治体へ依頼することとしており、近隣自治体がグリーンフィル小坂へ焼却灰を搬入しているので、松戸市の焼却灰も混入することとなり、松戸市の焼却灰受け入れについて了承していただきたいとのことでありました。

　　町といたしましては、先ほど述べたとおり過去にあった件もございますので、松戸市からの依頼に対しては、門前払いすることなく門戸を開いてまいりたいと考えており、現在の放射性物質濃度は全く問題のないレベルですので、焼却灰の受け入れについては可能であると考えております。

　　ただし、受け入れ中止の要因となった経緯もあるため、松戸市の廃棄物等の現状について情報を収集し、議会の皆様や環境審議会とも協議しながら丁寧に対応してまいりたいと考えております。

　　次に、１㎏当たり8,000ベクレルを超えて一時保管されている焼却灰の処分についてであります。

　　放射性物質濃度が１㎏当たり8,000ベクレルを超えるものは、環境大臣が指定廃棄物として指定し、国が処理を行うと法律で規定しております。昨年の法律改正により、一時保管中の指定廃棄物が１㎏当たり8,000ベクレル以下となった場合には、一時保管者、市町村等との協議の上で指定の解除ができるようになりました。

　　そのように指定解除されたものがグリーンフィル小坂株式会社へ搬入される可能性についての危惧でありますが、グリーンフィル小坂株式会社の搬入基準は国基準よりさらに低い１㎏当たり4,000ベクレルであるため、指定解除されたことを理由に搬入されることはありません。

　　また、高濃度汚染物質の混入のおそれについては、一般廃棄物の処分は基本的に一般廃棄物が発生した自治体にその責任があり、管外で処理する場合には関係自治体との協議が必要であります。したがって、一義的には発生自治体に処分の責任があり、協議内容と相違するものが搬入された場合には、発生自治体そのものの信用が失墜するものと考えておりますし、混入のための施設改修等も必要となるため、故意の手法による混入等は想定しておりません。このことについては、昨年６月議会の一般質問でお答えさせていただいたとおりでございます。

　　重ねて、町では最終処分場事業者であるグリーンフィル小坂株式会社との間で締結しております協定において、トラック１台ごとに放射線量の計測を実施しております。

　　また、町に一般廃棄物が搬入されるには町との事前協議が必要で、町で事前協議に応じている一般廃棄物は原則として当年度内に発生した分のみで、複数年度にわたり保管された焼却灰は協議の対象としておりません。こういった点からも、指定が解除された一般廃棄物が搬入されることはなく、今後もこの基準を緩和する考えはありません。

　　以上、１番、鹿兒島巖議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

　　なお、答弁漏れ等につきましては、再質問でお答えさせていただきます。

○議長（目時重雄君）　１番。

○１番（鹿兒島　巖君）　ありがとうございました。

　　それでは、改めて質問をさせていただきます。

　　まず、旧七滝小学校の利活用についてでありますけれども、今具体的な計画が進んでいるというお話でありますが、そこで計画決定はいつごろまでに行うのか。答弁では来年度着工という、それに間に合わせるような計画設定になると思いますけれども、ことし中には計画決定になるのかどうなのか、その辺からまずお伺いをしたいと思います。

○議長（目時重雄君）　総務課長。

○総務課長（成田祥夫君）　現在町長の答弁にもあったとおり、国の補助金、補助申請等を求める場合の条件とする公共施設等対策協議会、空き家等対策協議会を立ち上げまして、その中で町がそういった空き家あるいは公共施設に対する対応方針を定めることとしております。それを定めた上で補助申請が可能となるわけですので、それをした上で今後そういった事務に取りかかっていきたいと考えています。

　　今後の予定としましては、年度内中に方針を決定し、できれば12月議会あるいは３月議会に実施設計になる経費、これが補助対象になるとすれば、そういった経費を計上させていただいて、来年度早々には改修経費を盛りたいというふうに考えているところでありますけれども、いずれ今後、国との協議等も必要となりますし、当然その前提となります地域の方々との協議も必要となってくると思いますので、そういったことを踏まえながら準備を進めてまいりたいと思います。いずれ今年度中には最終方針を決定したいというふうに考えております。

○議長（目時重雄君）　１番。

○１番（鹿兒島　巖君）　ありがとうございました。

　　できれば12月議会、遅くとも３月議会というお話であります。ぜひ今年度中には議会に提案できるような形をお願いしたいと思いますが、そこで、いわゆる貸し事務所ということになれば、これは基本的には入れ物の対応について、町になると思うのですけれども、中に入る、例えば貸し事務所として使う方の必要とする設備、この辺については事業主持ちということになるのか。費用分担のおおよその考え方、これはどういうふうになるのかということと、それともう一つは、そういうことを含めて今考えられるのは、この前は５億円ということで費用は非常にかかるというお話でしたが、今度の計画の中では、おおよそで結構ですが、経費としてはどのぐらいを考えているのか。見積もりというか、そういうものがあればお知らせいただきたい。

○議長（目時重雄君）　総務課長。

○総務課長（成田祥夫君）　まず、改修の内容でありますけれども、改修については、先ほど町長が述べましたように、実際首都圏から地方へ、そういった形で機能を移転している事業所にいろいろ相談してみました。また、五城目のほうにも出向いて、現在使用されている状況を確認したところ、貸し事務所として使う事業所につきましては、それほど町側からの改修は必要としないと。自分たちで使い勝手のいいように、自分たちで改修するというのが基本となっているというふうな話をいただきましたので、それをベースに今後改修を考えていきたいと思います。ただ、こちらはやはり寒冷地ですので、必要最低限、そういった対応に必要な改修等、整備等は町で行わなければならないのかなというふうに考えております。

　　また、おおよその事業費につきましては、最大でも約２億円を上限とした形で考えていきたいなと思っております。ただ、老朽化した施設でもありますので、今後どのような形で改修費が増減するかはわかりませんけれども、まず今のところ考えているのは約２億円と考えております。

　　また、国庫補助等の採択となった場合は２分の１の補助が受けられることになっておりますので、そういった財源も活用しながら、この改修整備を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（目時重雄君）　１番。

○１番（鹿兒島　巖君）　ありがとうございました。

　　大体大枠のところ、今の状況わかりました。具体的には成案となった段階で提示した中で、さらに具体的な内容がわかると思います。基本的には、いわゆる貸し事務所部分についての改修の基本的なところは、利用者側が造作をするということのようでありますので、それは確認をさせていただきたいと思います。ぜひ、せっかくの機会があるわけでありますので、ただいま答弁いただいたことが具体的に進められるように要望しておきたいと思います。

　　それでは、２つ目の問題について改めて質問をさせていただきます。

　　この問題については、協議会として、大震災の翌年、平成24年の６月議会で決議をしております。グリーンフィルに搬入された首都圏からの放射能汚染一般廃棄物焼却灰の実態解明を求める決議、これを全会一致で可決をして、当局に提出をしているわけでありますけれども、決議の冒頭、こういうふうに述べております。「昨年３月11日の東日本大震災に起因する首都圏の放射能汚染一般廃棄物焼却灰が災害発生以降昨年７月15日までの間、約１万3,800ｔが当町の同和エコシステムグループの廃棄物最終処理施設、グリーンフィル小坂に搬入・埋設処理された問題は、発覚後、今日まで町民と町政に深刻な影響を及ぼしている」と。こういうことで決議をしたわけです。

　　それで、深刻な状況を解決するためにその後の取り組みをお願いしているわけですが、今申し上げました深刻な影響を及ぼしている状況は、現在でも基本的に変わっていないというふうに考えます。

　　まず、この点からお聞かせ願いたいと思います。もう全く安心・安全なのか、そういう状況になったのか。この問題がやはり町民の心の中に深く沈殿している、こういう状況は変わっていないのではないか。その要因を取り除くことが行われているのか、いないのか。この辺を含めて、まずこの認識についてどう考えているか、お伺いをしたいと思います。

○議長（目時重雄君）　町長。

○町長（細越　満君）　平成23年の３月に起きた地震によって、まず焼却灰等運ばれてきて、これが、住民が今でもどうなっているのかということでありますけれども、その後いろいろ首都圏からの焼却灰等の搬入等について、レベル的なものについては下がっておりますし、排水等については、今の段階では安心して生活できるような状況になっておると思っております。

　　きのうですが、いろんな形で東京電力のほうへ請求をしているものについて、まだ解決していないという部分もありますけれども、その点については、まだまだ町としても完結しているというわけではないと思っております。ただ、現在のレベル等については、自分も安心できるレベルであるという認識を持っているわけであります。今のところそういう感じであります。

○議長（目時重雄君）　１番。

○１番（鹿兒島　巖君）　いわゆる対処療法的な対策はいろいろとっておるということは承知をしております。しかしながら、不安の根本である、どういったものが埋設されているのかということについては解明がされていないという、このところが最大のネックになっているのではないか。

　　今言いました24年６月の議会決議の後段部分ですけれども、既に埋設処理されている汚染焼却灰の実態が解明されておらず、現状は事後対策としての監視状態であり、実態把握に基づく管理となっていないことへの不信、不安を払拭できる状況ではないと、こういうふうに決議をしているわけです。この部分はまさに今の説明では解決されたというふうには読みかえられない部分だろうというふうに思いますが、改めてこの点について答弁をお願いします。

○議長（目時重雄君）　町長。

○町長（細越　満君）　今の１番議員からの質問でありますけれども、町といたしましても、国・県の指導をいただきながら進めてきたことであります。その辺については、議会からの要望どおりにいかなかったかなという思いはしておりますけれども、町としては、国・県の指導をいただきながら対応してきたということであります。

○議長（目時重雄君）　１番。

○１番（鹿兒島　巖君）　重ねて言いますけれども、このことは非常に重要なところであります。いわゆる埋められてしまったものがどういうものなのかということが解明されていない状況、ここがやはり解決されなければ、この問題の根本的な安心・安全への保障にならない。ここはしっかりと認識すべきだろうと。その上で、こういう状況の中でどういう対策をとるのかということをやっぱり真剣に考えていただきたいと思うわけであります。

　　このことから、議会はみずからの責任として、「放射能はその特性から数十年にわたって深刻な影響を及ぼす危険を内包しており、しかもいまだに完全な対処法が確立されていないことからも、あらゆる事態を想定しての安心・安全の確保を最優先とした対策を選択することが町民の命と暮らしを守り、町民の幸せに向けてその任務を負う議会としての責任である」と、こういう形で全会一致で決議をした。私どもはこの決議をした以上、この決議が守られるように努力をしていただきたい。より一層の努力をしていただきたいというこの立場は、今も一貫して変わっていないというふうに私は確信をしております。

　　そして、町として、ＤＯＷＡエコシステムグループグリーンフィル小坂及び国・県などの関係機関に対して、実態解明に向けて取り組められるよう働きかけることを求めるものであるという決議をいたしました。

　　その後、町もこういった決議に従って国への申し入れをいたしました。努力をしていただきました。しかし、国からは、この私どもの願いに応える回答ではないという現状も理解をしております。そういうことを含めて、であるからこそ、国がそうなのだからもうしようがないのだということで諦めずに、やはり町民の命と暮らしを守る立場から、この立場を貫いた姿勢、そしてそれに対応をしていかなければならないのではないかというふうに考えるところであります。

　　そこで、１点目の松戸市にかかわる件についてでありますけれども、先ほど申し上げましたように、発端となった松戸市については、ペナルティーとも言うべき処置として、唯一受け入れ合意を破棄しているわけであります。首都圏からの受け入れ再開でも対象外としたところでありますが、こういった経過と今回の受け入れに前向きとなった経過については、先ほどの説明では納得しかねる、矛盾があるのではないかと思いますけれども、もう一遍、この受け入れることにした経過について、先ほどちょっと触れておりますけれども、もう一度明確な答弁をお願いします。

○議長（目時重雄君）　町民課長。

○町民課長（細越浩美君）　先ほどの町長答弁と重複いたしますが、８月３日に松戸市の廃棄物担当職員が来庁しまして、松戸市のごみ焼却場の再整備に絡んで周辺の自治体にごみの焼却をお願いすると、そういう計画がある。また、近隣自治体につきましては、現在グリーンフィル小坂へ焼却灰が搬入されているということで、松戸市のものが間接的にグリーンフィル小坂に焼却灰が入るということで、できれば、できればと言いますよりも、ぜひとも松戸市のごみの焼却灰がグリーンフィルに入ることについて、了承していただきたいというふうな申し入れがございました。

　　それにつきましては、さきの全員協議会では、町長が受け入れに関しましては断るとか、そういうことではなくて、ひとつ検討していくというふうなことで、まだ現在の状況でいけば、廃棄物焼却灰のレベルからいけば、受け入れに関しては問題のないレベルであるというふうな認識を示したところでございます。

○議長（目時重雄君）　１番。

○１番（鹿兒島　巖君）　８月10日の全員協議会でこの説明がされた。残念ながら私、当日、県の広域高齢者の臨時会がありましたので、直接お聞きすることはできませんでした。資料いただきました。資料によれば、８月３日に松戸市環境廃棄物対策課と松戸市秋田県人会が松戸市からの依頼文を持参して来庁したということでありますが、そこで伺います。

　　この松戸市秋田県人会という肩書でおいでになった方はどういう方でしょうか。小坂とかかわりのある方でしょうか。

○議長（目時重雄君）　町民課長。

○町民課長（細越浩美君）　松戸市秋田県人会という方と松戸市の市役所の職員の方とおいでになっております。松戸市秋田県人会としましては、秋田県出身者の団体でございます。その中に町の関係者がいるかどうかにつきましては、現在のところ判明しておりませんが、お二方おいでになられまして、１人は横手市出身の方、もう１人は秋田市出身の方という形で自己紹介を受けております。

○議長（目時重雄君）　１番。

○１番（鹿兒島　巖君）　松戸市秋田県人会の会長さんというのは、これホームページ等で見ますと、今言った横手市出身の方なのです。市会議員11期の古参議員、恐らくこの方かなというふうに思うわけでありますが、地元では建設業、それから一般廃棄物の関係の仕事もしておられるという情報もあります。

　　いずれにしても、横手市出身の方で11期を務められていると。相当前にやはり、もう既に松戸に行かれている、50年、40年ぐらい前ですか。こういうことは余り関係ないのかもしれないけれども、言ってみれば、小坂町出身の方が言われたということとまた違うのではないかなと。秋田県人会というけれども、県南の方で町とかかわりのない方が、ある意味では余計なことを言うなという気持ちにもなるわけであります。

　　それは余談でありますけれども、そして、また報告、全員協議会の資料によれば、その前年に松戸市で物産展を開いて、そこの売上金を１万幾らお持ちになったという、そういうことが書いてありましたけれども、何か前年からそういう工夫といいますか、工作がされた上でおいでになったのかなというふうに、私がひねくれているのかもしれませんけれども、何かすっきりしないのです。わざわざ秋田県人会の方々がおいでになるというやり方、何か恩きせがましいというか、厚かましいというか、そういう対応に非常にうさん臭いものを感じた。そうでなければいいのです。その辺は、これは余談でありますから私の感想として申し上げておきたいというふうに思います。

　　そういう形の中で、わざわざ秋田県人会の方を同伴して、よしなにお願いをしたいという形、余りにもちょっと感じましたものですから、一言言わせていただきますけれども、それはそれとして、松戸市由来のごみを周辺市町村で焼却し、その市町村の焼却灰として小坂町が受け入れるということでありますけれども、松戸市周辺と言えば、地図で見ますと、隣接するところは草加市、流山市、柏市、我孫子市、鎌ヶ谷市、船橋市、市川市ということになります。これらの市町村は、いずれも現時点で小坂グリーンフィルに焼却灰を搬入している市であります。そこで、対象市町村、近隣市町村に持っていくというお話でした。対象市町村については、具体的にお聞きになっているのでしょうか。

○議長（目時重雄君）　町民課長。

○町民課長（細越浩美君）　対象市町村につきましては、現在３ないし４の自治体にお願いする予定であると。市町村名につきましては、申しわけないですが、現在明言を控えさせていただきますという回答でございます。

○議長（目時重雄君）　１番。

○１番（鹿兒島　巖君）　３ないし４ということで、先ほど言った幾つかある市町村の中で恐らく賄うのではないかというふうに想定されるわけでありますが、松戸市由来の廃棄物が混入することについては、対象市町村との受け入れ契約の内容変更となるというふうに考えますか。それとも、それは各市町村、向こう側の関係で、具体的に、実際に契約をしている市町村と町としての関係だから町は全く関係ない、このことについての契約変更とか、そういうものはないというふうに考えるのか。あるいは、はっきり松戸市からのものが入ってくるということになった場合については、そこの市町村との受け入れ契約の変更をすることになるのか。その辺についてお伺いしたい。

○議長（目時重雄君）　町民課長。

○町民課長（細越浩美君）　ごみの関係につきましては、一般廃棄物は発生した自治体が責任を持って処理を行わなければならないという原則がございます。この場合ですと、発生した自治体といいますのは松戸市になります。近隣の自治体はどういう関係になるかと言いますと、あくまでも中間処理を行うという形になりますので、実際の受け入れ合意につきましては、松戸市と小坂町が行うという形になります。

　　焼却に係るさまざまな費用とかそういう部分については、当然焼却を請け負う自治体がそれぞれでやって、それが恐らく松戸市単体のごみの焼却分という形では区分ができないので、焼却灰の比率とごみの比率で精算されるのではないかなと、そういうふうに考えております。

○議長（目時重雄君）　１番。

○１番（鹿兒島　巖君）　ということは、改めて町が松戸市と契約を結ぶということがなければ、経由したものも入ってこないという理解でよろしいですか。

○議長（目時重雄君）　町民課長。

○町民課長（細越浩美君）　そういうふうにこちらのほうでは想定しております。

○議長（目時重雄君）　１番。

○１番（鹿兒島　巖君）　次に行きます。

　　ここで改めて伺いますけれども、今回の対応というのは、先ほども申しました議会決議が尊重されている、そういう形で対応としてとられたというふうに考えますか。先ほど私が申しました議会決議の中身、町が行うべき責務について、基本的には埋設されたものの実態を解明した上でなければ、やっぱり新たな出発はないんだということを言っているわけでありますが、この決議との関係では矛盾は感じませんか。まず、この点いかがですか。

○議長（目時重雄君）　副町長。

○副町長（和田昌剛君）　決議の内容とはちょっと違うものだというふうに考えております。今回は、焼却灰の受け入れに関しまして、レベル的なものからすると可能ではありますけれども、これまでの経緯がありますので、議会の皆様、あるいは環境審議会の方々ともいろいろ協議をして、対応をどうするかというものを決めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

　　埋められたものに関しましては、これまでも申し上げておりますけれども、環境省としましては、掘り返し調査することは、飛散や排水への影響等のリスクがあるために、雨水の流入措置等をしながら放射線量と排水のモニタリングにより監視すべきであるというような指導がございますので、そのとおりとしてきているところでございます。

　　決議を受けまして、秋田県のほうと一緒に国のほうには参ったところでございますけれども、そういった指導もございましたので、実態解明という言葉は入らないで、最後は国の責任でやっていただきたいというような要望をしてきたところでございます。そして、再度要望をいたしまして、国のほうで責任を持って行うという回答をいただいたところでございます。

○議長（目時重雄君）　１番。

○１番（鹿兒島　巖君）　非常に都合のいいところで切り離しを行っているわけでありますが、議会としては、決議している以上、この決議と照らし合わせて町の対応を判断する責任があるというふうに思います。実態解明を行い、法的にも倫理的にも問題を残し、町民の安心・安全が担保できるかどうかを確認しないままに今回のような新たな対応をするということについては、これはやはり安易な同意方針ではないかというふうに思わざるを得ません。ぜひここのところはもう一度議会決議を見ていただいて、そして現在までの町の経過を含めて、対応をとったことを含めて検証していただいて、本当にそれで安心・安全が担保できるのか、そういう状況になっているのかということについては、しっかりと検証した上での対応をお願いしたいというふうに思います。今の状況では、松戸市由来のものについては、やはり出発点となったことを含めて、町民としての感覚としても疑問を持つものではないかというふうに思いますので、この点は指摘をしておきたいと思います。

　　次に、２つ目の問題点について改めて質問いたします。

　　この問題につきましては、議長の許可をいただき、資料配付をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

〔資料配付〕

○１番（鹿兒島　巖君）　ありがとうございます。

　　それでは、これからはこの資料を参照していただきながら質問をさせていただきたいと思います。この資料につきましては、日本共産党の高橋千鶴子衆議院議員に依頼をして、環境省から入手したものでございます。

　　まず、第１枚目をごらんいただきたいと思います。１ページ目をごらんいただきたいと思います。

　　この表は、一般廃棄物焼却灰が今全国でどういった形で保管されているのか、一時保管状況についてのものでございます。表の右の棒グラフは、ここにありますように10都県、総量17万ｔといういわゆる8,000ベクレル以下のもので、一時保管の対象となったものです。一時保管対象になったものの総量17万ｔという内容と、それから各県にどういった形で保管されているのか、どういった量があるのかということを棒グラフに示してあります。

　　向かって左の表が、環境省が昨年２月に一時保管としていたもので、セシウム濃度が１㎏当たり8,000ベクレル以下にあったものについては指定解除して、一般廃棄物と同様の処分を認めることにしたというふうにしたわけですが、この右にある表の中のうち各県で8,000ベクレル以下になったものの保管量を数字で示しております。５万7,842ｔ、これが8,000ベクレル以下になったということであります。

　　ここで、例えば千葉県を見てみますと6,105ｔ、これが8,000ベクレル以下になっているということであります。そこで、今言いましたように、千葉県でのいわゆる一時保管総量は計算しますと約３万5,000ｔですけれども、そのうち今言いましたこの8,000ベクレル以下のものが6,105ｔということです。

　　皆さんもご存じのように、8,000ベクレル以下のものについては一般廃棄物として処理していいという環境省の方針に従って、昨年の７月にいち早く千葉市が7.7ｔを環境省に指定解除の申請を行ったという、これは新聞でも報道されておりました。

　　これから、この8,000ベクレルの、全国で言えば５万7,000ｔ、関東圏ではそのうちの多くがまたここに入ってくるわけでありますが、これが指定解除されて徐々に、先ほどの答弁では単年度のものしか入ってこない、今まで残っていた複数年のものについては入ってこないと言いましたけれども、こういったものがいずれ処理されてくるのです、必ず。千葉県にしろ、茨城県にしろ、群馬県にしろ、この8,000ベクレルのものはいずれ処理をするわけでしょう。どういう処理をするのか。

　　一般廃棄物と一緒にまぜて燃やしていいと言っているわけですから、当然これは、いずれ焼却灰はどこかへ持っていって処分しなきゃいけない。これは小坂町に絶対来ないのかという保証はあるのですか。燃やしたものはどこかで処分しなきゃいけないわけでしょう。そういうことについて、余りにも何か先ほどの答弁は性善説に立った答弁であるというふうに言わざるを得ません。

　　そういう点で、先ほどの答弁の不十分さはぜひ考え直していただきたいというふうに思います。どうですか、今のことについては。先ほど課長は、単年度のものしか入ってこない、複数年の今までたまったものについてはそんなに入ってこないという言いわけしておりましたけれども、今の流れから言えば、いずれ必ずどこかの処理場に持っていくわけでしょう、一般廃棄物として焼却するわけだから。焼却されたものがいずれ小坂に来ないという保証はあるのですか。そこのところ。

○議長（目時重雄君）　町民課長。

○町民課長（細越浩美君）　この表を見ますと、一般廃棄物の焼却灰を再度処理するという形での想定の話なのでしょうか。そこのところをちょっともう一度確認させてください。

○１番（鹿兒島　巖君）　いわゆる一般廃棄物、一時保管されているうちの8,000ベクレルのもの、いわゆるフレックス、あの中に入っている状況ということです、このトン数は。焼却されているもの。

○議長（目時重雄君）　町民課長。

○町民課長（細越浩美君）　一般廃棄物の焼却灰を再度炉のほうに入れるとわからないのではないかというふうなご指摘だと思います。確かにそういうふうな処理を考えることができるかと思いますが、実際のところとしましては、そういうふうなものを炉に入れた場合、数値がかなりはね上がることが予想されますし、また特別にピットなどへ投入する際の作業員の安全性や、そのほかクレーンなどさまざまな機械などの施設も必要になってくると思います。そうしながら、こういうふうなある意味秘密裏にというふうな形は難しいのではないかなと考えております。

○議長（目時重雄君）　１番。

○１番（鹿兒島　巖君）　先ほどの、今の町の立場についてもう一遍、それでいいのかについて点検をお願いしたいと思います。

　　次に、２枚目の表であります。

　　この表は一時保管状況の詳細であります。この表の下段のほうでありますが、千葉県のところをごらんいただきたいと思います。

　　ナンバー22、市川市以下12の自治体、事業所がさっき言った千葉県の６万1,000ｔ、下段のところが県内における各市町村別の保管状況になります。これだけのものが各市に保管されているという状況です。

　　そして、３枚目を見ていただきたいと思います。

　　これが昨年度グリーンフィルに搬入された一般廃棄物の搬入状況であります。ここでは千葉県、21から35までの市町村があります。２枚目と３枚目を比較しますと、一時保管されている市町村、２枚目の表の22から33までの間の市町村の３つぐらいが違うのですけれども、ほぼ全て現在も小坂と取引のあるところであります。

　　３枚目の表では、千葉県内15の自治体、事業組合から搬入があって、２枚目の表とつき合わせると、一時保管焼却灰があるところでグリーンフィルに搬入されているところが習志野市、流山市、八街市、市川市、長生郡市広域市町村組合、我孫子市、船橋市、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合、館山市、以上10の自治体、事業組合があることになります。千葉県内の総量は約6,100ｔのうちの5,893ｔ、計算しますとそうなります。大半がいわゆる千葉県内の一時保管総量の状況になっているという数字が出てまいります。

　　これらの自治体、事業所で、今後指定解除を申請し、一般廃棄物と同様に処理を行うということにすると、さっき言った答弁で本当に安心なのか、大きな問題として捉える必要があるのではないかと思うわけです。心配はございませんか。

○議長（目時重雄君）　副町長。

○副町長（和田昌剛君）　年度内に焼却したものだけを受け入れるという形にしてきているわけですが、今言われていますように、指定廃棄物が8,000ベクレルより下がりまして、一般廃棄物になった場合の受け入れの心配ということでございますけれども、今後、来年度から協定をする際に、これまで指定廃棄物のあった市町村について、それがどのような形で処理をされてきているのか、一般廃棄物化したところにつきましては、それがどのような形で処理をされてきているか、そういった資料も取り寄せることを検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（目時重雄君）　１番。

○１番（鹿兒島　巖君）　十分そういう検証をしていかないと、今のままの流れだからいいということにはならない。例えば単年度のもの、じゃ今までの分をまぜちゃって、焼却したら単年度の分になるわけでしょう。たまっている分を何とか処理しなきゃいけないわけだから、それぞれのところにフレックスに入れて、いっぱい積んであるわけですから、それを何とかしなきゃいけない。それは、処理する方法として、もう一遍一緒に焼却しちゃって灰にしてしまえば、単年度のものになるわけです。そういう工夫だってやりかねません、知恵がありますから。

　　いつの間にかたまっていたものが全部なくなったという実態をつくらないと、市町村は困るわけでしょう。いつまでも置いておくわけにいかないわけでしょう。あれだって、10年、20年もすれば破れてきます。そういう方向に置けない。だからこそ、一般廃棄物として処理するということになっているわけですから、その点はきっちりとどういうことになるのかについて見定める必要があるということを念頭に置いていただきたいというふうに思います。

　　これまでも問題提起してまいりましたけれども、高濃度汚染物の危険性については、私が改めて指摘するまでもない自明なことでありますけれども、低濃度でもそれが大量に集積することの危険性、これについては、確かに科学的に現在証明されていないという状況になっているようでありますけれども、だからといって、計画的に何らの対策もとらずにこれからも受け入れ続ける、このことに問題はないのか。低濃度だから、薄くなったからいいのだということだけで、どんどんそれがふえることの状況。確かに1,000ベクレル以下になった、今の現状では。しかし、それが何十ｔ、何百ｔも蓄積することについての不安というものは余計なことなのかということであります。

　　この低濃度の増大の問題について、改めて、これはもうそれでいいのだというふうに割り切ってしまっていいのか、どうなのかということについて、認識をお伺いしたいと思います。

○議長（目時重雄君）　町長。

○町長（細越　満君）　低濃度であっても、蓄積することによって非常に、また量的にもすごく多くなるということが考えられます。それについては、グリーンフィルに対し、数値的なことについても、随時監視しながら報告をいただくようにしておりますし、また常に改善を求める技術等についても、開発していただくようにお願いしているところでありますので、今後も引き続きお願いしてまいりたいと思います。

○議長（目時重雄君）　１番。

○１番（鹿兒島　巖君）　最後になりますけれども、先ほど一般廃棄物の処理については、収集運搬及び処分は市町村にその処理責任があるということを答弁の中でもおっしゃっています。まさにそのことでありますが、残念ながら今の状況というのは、都市部において、処理の最終処分場の問題については、これ責任を持っていないという、みずから直接的に持っていない状況がまちづくりの中で進んでいる。ごみを集めて焼却まではするけれども、灰の処分については自分の市町村でやらないという、そういう体制のまちづくりをしている。

　　都市部は特に、人口集積に比して面積が狭いとかいろんなことで、それがある意味では、この処分場というのは最終的な迷惑施設と言わざるを得ない施設だから、その中ではなかなかつくれないから、他の市町村に依頼をするという形の中で、依頼された先がいわゆる農村部とか小坂町のような状況になっている。ある意味では、都市は財政に物を言わせて市町村に、農村部にごみの処理を負わせているというまちづくりのやり方をしている。これについては、やはり私ども何か言わなきゃいけないのではないか。

　　都市部に、もう少しやはり自分の自治体として、この一般廃棄物、ごみの問題についても最終責任を負うという立場でまちづくりをしてもらいたい。それがしっかりできれば、あるいは今回のような問題も余り起きなかったのかもしれない。こういう、やっぱりまちづくりの方向について、他山の石として私たちの町はしっかりと受けとめて、自分たちの町をつくっていかなければならないのではないかというふうに考えることを１点申し上げて、私の一般質問を終わります。

　　以上です。

○議長（目時重雄君）　これをもって、１番、鹿兒島巖君の一般質問を終結いたします。

────────────────────────────────────────────

◇　宮　　　　　信　君

○議長（目時重雄君）　次に、６番、宮信君の登壇を求めます。

〔６番　宮　　信君登壇〕

○６番（宮　　信君）　６番、宮信です。

　　議長により発言の許可をいただきましたので、ただいまから一般質問をいたします。

　　一般質問する前に、今現状、十和田湖のまず観光の部分で、ことし４月からなのですけれども、かなりお客さんの入り込みがいいです。インバウンドのほうも順調に推移しています。ただ、この今10月です。かなりインバウンドがすごくて、もう見たことのないようなちょっと予約のされ方をされています。これも確かに町のトップセールスのおかげだと思います。ありがとうございます。

　　あと、きのうも町の報告から、熊の出没件数が多いということで、さすがに十和田湖もかなり多いです。親子連れの熊がかなりいまして、この間やっぱり十和田湖の人が襲われました。その人はずっと昔から知っている人なのですけれども、まずキノコをとりに行って、そこで帰ろうと思って車に乗ったら顔を、目の下をまずやられたと。その後、手をかじられて、手にまず歯形が貫通して通ってしまったと。今度は足もかじられて、ただ、そのおやじさんは剛毅なもので、熊にかじりついたそうです。そこで、まず自分で自力で車を運転して、家に帰って消防とか警察とかそういうのを呼んで、でも何とか２週間ぐらいのまずけがで済んだそうです。

　　本当に自然の中にうちらが住んでいるので、確かにうちらが後から来ているので、熊のほうが必ずいるということで、どこでも、町場でもいるので、何とかそこら辺は、まずこの間は２頭捕獲しました、十和田湖のほうで。

　　ただ、まだ熊がかなり多いそうで、とにかく休み屋の民家にもあらわれています。もうそのそばで遊んでいるそうです、庭で。私らの施設の裏のほうにもいます。とにかく全然、私熊の出た部分は警察には報告しないのですけれども、やっぱり一応観光地なのでそういうのはちょっと控えております。そういうことで、十和田湖の現状です。

　　では、質問をします。

　　まず最初に、インバウンド誘客対策についてお聞きいたします。旅行客は修学旅行、ツアー団体、個人客の３つに分類されますが、これからはターゲットを絞り込み、コース、ルートをつくる必要があります。町として今後どのような対策を講じるのかお知らせください。

　　２点目に、ワイナリーの施設整備後の生産体制についてお聞きいたします。町の計画目標は、ワイン、ジュース製造量、初年度3,000本、５年目２万3,000本、販売額では５年目で3,000万円としているが、現在町のブドウ農家が８戸ですが、その戸数で安定的にワインの製造ができるのか。また、ブドウの収穫量は間に合うのか。間に合わない場合、新規のブドウ就業者をどれくらいふやさないといけないのか、お知らせください。

　　最後の質問になりますが、人口減少の対策についてです。

　　去年も成田議員、ことしも６月に小笠原議員が質問をされましたが、町の答えは、平成52年人口3,600人程度を維持することを目標とする３つのビジョンによる人口減少対策の基本的方向を示すとありますが、私はどうも消極的な考えではないかと思います。5,000人を維持するという信念がなければ、人口減少の歯どめがきかなくなると思います。

　　そこで、新規の企業を受け入れて、また女性が安心して働ける企業、そういう企業の誘致に関して今後どのように考えているのか、お聞かせください。

　　以上について答弁をいただき、改めて再質問させていただきます。

○議長（目時重雄君）　それでは、６番議員の一般質問に対し、町長からの答弁を求めます。

　　町長。

○町長（細越　満君）　６番、宮信議員の一般質問にお答えさせていただきます。

　　初めに、インバウンド誘客対策についてのお尋ねでございます。インバウンド誘客については、秋田県と秋田犬ツーリズムでは、台湾を初め東南アジア地域を重点的に誘客事業を展開しており、議員ご存じのとおり、知事のトップセールスや秋田犬ツーリズムの海外プロモーション事業に小坂も参画しており、北東北地方の観光スポットの知名度も徐々に上がり、十和田湖を初め康楽館を訪れるインバウンド旅行客もふえてきております。

　　秋田空港は現在チャーター便によるインバウンド旅行客の利用がありますが、仙台空港や函館空港ではＬＣＣ便の利用の拡大が見込まれていることから、北東北への誘客を今後も継続して広域的に行ってまいります。

　　議員ご指摘のターゲットによるコースやルートづくりは、お客様の旅行の目的や要望等を情報収集し、選んでもらうプランをＰＲしていかなければならないと考えております。ツアー団体客はツアー販売会社が手配したバスで長距離の移動行程もあるようですし、個人客は新幹線と電車とレンタカーを利用した移動行程で組んでいるようであります。インバウンドの修学旅行客については、秋田県内でも一部の地域で受け入れているようですが、観光地の見学だけではなく、日本の文化や食の体験等特色あるメニューを組み込んだ誘客を実施しているようであります。

　　当町といたしましては、秋田県内はもとより青森県、岩手県の関係市町村とも広域的に連携して観光情報を発信しておりますので、既存の２次交通のブラッシュアップを含め、ニーズを捉え、誘客事業をさらに進めたいと考えております。

　　次に、ワイナリー施設整備後の生産体制についてのお尋ねであります。現在建設中のワイナリーの生産規模は、１万本程度の生産量を予定しております。町の加工用ブドウの栽培量からすると３万本程度は可能でありますが、これまで岩手や山形から小坂のブドウの要望があり出荷してきましたので、その出荷をやめて小坂だけでワインをつくることではなく、農家の皆さんには生産量をふやして出荷してもらい、農業所得の増加を図ってもらいたいと考えておりますし、新規就農を含むブドウ生産者の育成も図ってまいります。

　　なお、醸造開始に向け、施設運営会社である小坂まちづくり株式会社では、ことしの春から醸造担当者を採用し、県の醸造試験場での研修や醸造アドバイザーから指導を受け、醸造に向けた準備を行っているところでございます。本格的に醸造が始まり、繁忙期には会社内の人員で作業補助員を賄い、生産体制を確保していきたいと考えております。

　　次に、人口減少対策における新規企業の受け入れと女性が働く場の確保についてのお尋ねであります。町の誘致企業は、昭和49年に十和田オーディオ株式会社が第１号として進出以来、現在稼働している企業は10社になっています。工業団地として造成した三ツ森工業団地及び周辺には、地元企業を含め10社が進出しております。町では、秋田県企業誘致推進協議会が主催する秋田県・県内市町村と首都圏企業との懇談会等に参加し、業界動向や事業展開計画の情報交換をしてきましたが、ここ９年間の誘致実績はない状況であります。

　　鹿角管内の７月の労働市場の動向を見ますと、有効求人倍率は1.51倍となっており、県内では能代管内に次いで高くなっております。しかし、依然求職者数が多いのは、求職者が求めている企業がなく、ミスマッチの状況が続いているのではないか、これが原因ではないかと思っております。町では新たに資格取得支援事業を実施し、就労につながる資格を取得した求職者に対し、資格取得に要した費用の一部を補助しているところでございます。

　　また、企業による新たなビジネスの掘り起こしとして、専門的技術等の職歴を持ったＵターン、Ｉターン者に加え、祖父母のもとに移住する孫タウン者への企業支援も県と連携しながら充実を図ってまいりたいと考えております。

　　今後においても、人口減少対策の一環として産業振興促進条例の周知を図りながら、地元企業の育成とあわせて企業誘致活動を進め、若者の雇用の場を継続的に確保するため努力してまいりたいと思います。

　　以上、６番、宮信議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

　　なお、答弁漏れにつきましては、再質問でお答えさせていただきます。

○議長（目時重雄君）　６番。

○６番（宮　　信君）　まず、インバウンドの部分で、確かに今、きのうの新聞で、秋田空港発着便がかなりふえているということで、コース設定、台湾の旅行会社がつくってしまう。そうなると、もう定番コースができると常にそのコースを歩くのです。だから、小坂町としての仕掛けが、まず何とか小坂に来てもらって、十和田に入ってもらってという形をとるという形が一番いいと思います。ただ、この台湾から来るの、多分３泊４日かそこらで来ると思います。

　　あとは、先ほど言われた修学旅行です。今、これ秋田県からも台湾のほうに修学旅行、何か新聞見ると明桜高校がことし行くという形になっています。そうなると、逆にあちら、確かにことしの冬、台湾から修学旅行来ています。人数的には40名いかない形です。そういう部分で、私としてはまず小坂に来てもらって、何とか修学旅行とか個人客、レールパークでの宿泊です。どうしてもレールパーク、きのうの資料で見るとちょっと赤字が大きいので、何とか下げるためにはそういうのを使って、幾らかでも町の負担を軽減するというのがいいと思います。

　　あとは、個人客の問題なのですけれども、結局今のシーズン中はいいです。ただ、冬のアクセスがどうしても入ってこられない状況になるので、そこら辺、結局、函館、大館、仙北の部分の３Ｄ１Ｋということで、その連携があるので、大館から小坂経由で十和田湖へ延ばす、これは大館市さんと話しながらやってもらえればどうなのかなと思いますけれども、その点に関してお伺いいたします。よろしくお願いします。

○議長（目時重雄君）　産業課長。

○観光産業課長（安保明彦君）　ご指摘の２次交通の点ですけれども、まず町内と十和田湖を結ぶ２次交通につきましては現在支援事業を行っておりますが、お話にありますとおり、大館からはどうなのだという点につきましては、このＤＭＯの関係市町村の間でやはり２次交通という問題も課題としては出ておりますので、関係するところで連携した取り組みができるように検討してまいりたいと思います。

○議長（目時重雄君）　６番。

○６番（宮　　信君）　これ早急にやらないともう冬も来るので、やっぱりそれがちょっと、せっかく今インバウンドがどんどん入ってきている部分で、そこでストップさせたくない。結局、やっぱり冬を売らなくちゃいけないということで、何とかよろしくお願いします。

　　次に、ワイナリーに関してなのですけれども、これちょっと、ワイナリーの雇用者が２名とか非常勤雇用が１名とか、そういう部分で結局給料という部分が発生して、この給料というのが多分1,000万円以上かかるのかなと私は見ているのですけれども、それで、農家の人の収入の部分で、農家がまずワイナリーにブドウを売ると。ブドウを売る部分で、農家がいかにして生活できるような、ある程度安定した給料をもらっていけるためには、まずブドウ農家からブドウを買うという部分で、だから、ブドウ農家から１ｔ幾らで仕入れするのか、お聞きします。

○議長（目時重雄君）　課長。

○観光産業課長（安保明彦君）　町長答弁にありましたように、これまでは岩手や山形方面の業者さんのほうに販売しているという状況ですが、現在価格につきましては、それぞれの会社との条件とかいろいろによって多少あります。それとまた会社との契約条項というのもありますので、この場での価格的なところの表現は差し控えたいと思いますが、少なくともこれから町内でワイナリーとして加工するに当たりましては、農家さんからの買い入れ価格のほかに、現在は、搬出するといいますか運送経費等もそれから差し引く形になりますので、その分につきましては町内で加工するということになりますので、そういう分の経費は軽減されまして、最終的に農家さんの手取り分はふえるという形で取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（目時重雄君）　６番。

○６番（宮　　信君）　ちょっと参考の部分で、去年まずワイナリーやった青森ワイナリーホテルさんがあるのですけれども、ことし１年目です。そこで現在１年で10万本です。小坂町は２万3,000本。そこで７万本が津軽地方のブドウ。３万が外国産のブドウ。外国産のまずブドウというか、もうワインを買ってくるのです。そのワインを違う瓶に入れかえて、瓶詰め、それで販売すると。それで10万本だそうです。ただ、マックスで30万本つくれるそうです。

　　そこら辺になると、大体まずいろいろ経費かかって、小坂町の場合は、ちょっと２万3,000本の出荷がまず５年でどうなるかといったら、５年の間で多分赤字がかなりふえてくると思います。だから、そこら辺赤字にならないようにしてもらわないとこれ大変で、あと農家が安定していかないとだめなので、これから新しく新規のブドウ就業者が来た場合において、ある程度、夫婦で来て子供がいたりすると、やっぱりある程度のお金というか精算の部分で、働いた分というかブドウを出荷した分が自分に見返りが来ないとちょっときついと思うので、今２万3,000本なのですけれども、そこら辺の部分で果たして、小坂町としては10万本という部分は、これ本当に青森ワイナリーは１年目です。これが小坂町は５年目で２万3,000本、全然桁違うので、そこら辺の部分、ちょっとお聞かせください。

○議長（目時重雄君）　課長。

○観光産業課長（安保明彦君）　今、小坂町で実際に加工用ブドウで取り組んでいるそういう品種につきましては、山ブドウ系の交配種という形で、一つの原材料としては、他のワイン産地と差別化を図ったものをつくっていくという形で取り組んでおります。単純な量という形では、今議員ご指摘のとおりに量は違うわけですけれども、そういう形で、今度は日本ワイン法に基づく原産地表示に基づいて差別化を図って特徴あるワインをつくっていく、そういう中で競争していくということでやっていきますし、現在の生産量からまずは無理のない形でスタートをして、これにつきましては、あとはタンクをふやしていけば生産量はふやしていけると。ただ、そのためにはやはり生産量を賄うための農家さんの育成も図っていくと。これを同時進行しながら徐々にふやしていくということで今計画しておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（目時重雄君）　６番。

○６番（宮　　信君）　ありがとうございます。

　　ワインの部分でちょっと参考ですが、ワイン畑オーナー制度というものが今青森県のほうで出資１口３万円、１人何口でもオーケー、150口限定、まず限定ワイン３本とその他のワイン７本から９本の詰め合わせということで、３万3,000円以上のものという部分でやっているそうです。それも参考にしていただければありがたいです。

　　それでは、今度は人口減少の対策なのですけれども、まず女性、ここら辺の奥さん方とかお母さんあたりから聞いた部分では、ちょっと仕事がないと。仕事がないというか、多分自分に合った仕事がないという部分だと思います。とにかく、女性が仕事をすると労働力がアップして、結局はもう経済成長がプラスになるということで、例えば母親の収入が増になると子供の貧困率が下がると。それから、男性の自殺が減少すると。秋田県、自殺率ナンバーワンですので、それが下がるということのちょっと結果になっていますけれども、そこら辺で、これは、私はアンケートをとったらどうでしょうかという案なのですけれども、働きたい女性がどのくらいいるのかという部分と、どういう仕事につきたいのかという部分とかその辺いろいろ考えて、結果を踏まえ、どういう企業がいいのかという部分を考えればいいのかなと私は思うのですけれども、その点はどうでしょうか。

○議長（目時重雄君）　産業課長。

○観光産業課長（安保明彦君）　確かに小坂町の産業形態を見ますと、鉱工業を中心とした企業体系にあるかと思います。したがいまして、大きな市レベルのような各業種にわたるような企業という点では、確かにそういう企業全部がそろっているというわけではございません。

　　ですが、やはり小坂町はこれまでこうやって産業を育成してきたというこの体系、これをまず基本的に中心として、さらに今は福祉分野とかそういう別な分野の求職もふえておりますし、町長答弁にもありましたとおり、需要と供給のミスマッチといいますか、希望するところがないという点につきましては、できる限り資格取得等のそういうキャリアアップを図ることで幾らでも、なるべくつきたいといいますか、そこの地域にある企業に就職できるような形の支援をしてまいりたいと思っています。

　　ただ、議員がお話しの求職者の希望、それにつきましては、ハローワークさんとも連携をとりながら情報の収集を図ってまいりたいと思います。

○議長（目時重雄君）　６番。

○６番（宮　　信君）　ありがとうございます。

　　最後に、結局トップセールス、ここ３年ぐらい小坂町でやってきたのですけれども、続けることが大事で、何とかそこら辺は頑張ってもらいたいと思います。

　　以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（目時重雄君）　これをもって、６番、宮信君の一般質問を終結いたします。

────────────────────────────────────────────

◇　熊　谷　　　聴　君

○議長（目時重雄君）　次に、11番、熊谷聴君の登壇を求めます。

〔１１番　熊谷　聴君登壇〕

○１１番（熊谷　聴君）　議長に一般質問の許可を得ましたので、発言させていただきます。

　　農業地域の空き家及び耕作放棄地についてお聞きいたします。

　　空き家及び耕作放棄地の防止。

　　農業地域において担い手不足で高齢化が進み、耕作放棄地や空き家が急増しており、空き家や耕作放棄地の問題はその地域の存続にかかわる問題であると考える。担い手がなく、農業当事者の高齢化により農地は放置され、空き家が発生する。空き家や耕作放棄地問題を解決するには、早期の対応が必要であると考える。農地や宅地の管理ができなくなった時点で、早目に行政の積極的な関与が必要であると考えるが、早期解決に当たることで耕作放棄地や空き家の発生が防止され、地域全体の適切な管理が保たれると考えるが、町の施策をお聞かせください。

　　次に、空き家及び耕作放棄地の適切な管理のあり方についてお聞きいたします。空き家や耕作放棄地の問題を誰が管理し、誰が解決するのか。宅地の農地は個人資産であるので、使用や処分については、基本的には個人の考え方で決められるものである。一方、宅地や農地は地域全体の財産でもあり、地域全体の問題でもある。行政がすべきことは多くあるが、行政だけではこの問題を解決することはできない。地域住民が地域のあるべき土地利用やあるべき土地管理について考え、行政が後押しすることが重要であると考える。行政は地域住民の協働で問題解決に取り組み、地域住民への示唆や提言を行うことで地域の空き家や耕作放棄地の適切な管理がなされるものと考えるが、町のご見解をお聞かせください。

　　次に、自然災害時において再確認をいたします。緊急時の町の体制のあり方について。

　　災害に対する町の備え。

　　災害時に昼、夜の区別なく、町の災害機能のレベルを落とすことのないように町の持つ力を最大限に発揮し、町民の生命、財産を災害から守るために備えることが求められるが、現在町における危機管理体制の構築はどのようになっているのか、お聞かせください。町において現在予見される災害等は、地域災害計画に記載されるものが全てなのかお聞かせください。町において、災害に対する訓練等は今後どのようなものを想定し、新たに取り入れなければならない設定はあるのか、お聞かせください。地震や役場近隣を出火元とする火災が発生した場合、本役場が災害対策本部機能を維持し、指令、命令系統の中心として情報収集と発信を続けることが可能と考えているのかをお聞かせください。

　　次に、災害時の職員の体制についてお聞かせください。

　　役場職員は大規模災害時に登庁可能な人数は何人と予想しているのか、お聞かせください。大規模災害時に各避難所に対しての人員配置はどのようになっているのか、お聞かせください。東日本大震災時は携帯電話３キャリアが全て通話規制となったが、夜間や休日での連絡体制はどのような手段を備えているのか、お聞かせください。

　　以上です。

○議長（目時重雄君）　次は、11番議員の一般質問に対し、町長からの答弁を求めます。

　　町長。

○町長（細越　満君）　11番、熊谷聴議員の一般質問にお答えさせていただきます。

　　初めに、農業地域の空き家及び耕作放棄地についてのお尋ねでございます。町の農業地域に限らず、全町的に空き家管理については地域の方々からいろいろなご意見が出ているところでございます。加えて、農業地域では農業人口の減少や高齢化に伴い、農地管理が十分にできていなくなっており、耕作放棄地の発生が危惧されているところでございます。

　　所有者や使用者が活用していた建屋や農地が死亡や高齢等により離農し、後継者がいなくなったり、いても継承できなくなったり、さらに他の担い手に経営委託できなかった場合、農地維持の観点から所有者等が管理の作業委託を行うのが本来の姿でありますが、係る費用負担ができなくなったり、相続関係者がその認識がなかったりして、その結果管理がなされなくなり、耕作放棄地となる事例が考えられます。隣接地が農地で農作物を栽培している場合、病害虫対策の観点からも影響があり、隣接エリア全体の問題となってくるので、速やかな対応が求められます。

　　新しくなりました小坂町農業委員会では、農地利用最適化推進委員も任命され、地域の農地利用の最適化のため、遊休農地の発生防止、解消に向けたパトロールや所有者等への働きかけを農業委員会と連携して行うこととしておりますので、町でも地域のあるべき土地利用を地域の担い手の方々と一緒に考え、地域の方々にも協力いただきながら、早期の問題解決につながるよう取り組んでまいります。

　　次に、自然災害についてのご質問は、緊急時の町の体制のあり方についてのお尋ねであります。近年、地震や台風、そしてゲリラ豪雨などの自然災害が頻発し、ことしも全国各地において、これらによる被害が発生しております。小坂町においても、７月22日の豪雨による被害が発生し、その状況と町の対応等については、８月10日の臨時議会で報告させていただいたところであります。

　　さて、ご質問の１つ目の町における危機管理対策の構築についてであります。町では平成27年３月に災害対策基本法第42条の規定に基づき、小坂町地域防災計画を策定しております。本計画は小坂町防災会議において協議、検討して作成したもので、小坂町の地域における災害予防、災害応急対策及び復旧・復興に関して、町、県、防災関係機関及び町民、企業等の自助・共助に基づく防災活動を含めた総合的かつ経過的な防災対策を定め、町民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とし、町内の防災活動は全てこの計画を基本として有機的に運営することとしております。

　　この中で、町の地域に台風や豪雨などによる気象災害が発生したとき、または発生のおそれがある場合、さらに大規模火災などの事故災害が発生した場合、町長は法令及び本計画で定める各関係機関等と協力し、災害の拡大防止と被災者の救助、救急活動並びに災害応急対策を実施することとしております。その際の町の活動体制として、災害の状況に応じて、町長を本部長とする災害対策本部、副町長を部長とする災害警戒対策部、そして総務課長を室長とする災害計画対策室等を設置することとしております。

　　災害対策本部を設置した際には町の全職員が参集することとし、その部署に応じた情報班、救護班及び建設班等を配置するほか、鹿角広域組合消防本部及び小坂分署並びに小坂町消防団も警防班として本部長の指揮下に入ることとしております。

　　本計画の対象となる災害については、自然災害で暴風雨、竜巻、豪雨、豪雪、地滑り、洪水、がけ崩れ、土石流、地震、火山噴火、その他異常な自然現象、事故災害で大規模火災もしくは爆発、放射性物質・可燃物・薬液等有害物質の大量流出、陸上交通災害、産業災害その他の大規模な人為的な事故としております。また、他の法令に基づく水防計画、国民保護などの災害については、それぞれの計画に定めております。

　　災害に対する訓練等については、防災関係職員への防災教育及び住民に対する防災知識の普及などの観点からその実施は必要であります。町では、鹿角広域消防及び消防団による春と秋の火災予防運動週間における消防の駆けつけ訓練、水防月間における水防訓練などによる災害に対応した行動訓練などを実施しております。このほか、関係機関の協力を得て昨年11月に実施し、ことしも開催予定しております自主防災組織や自治会を対象とした防災訓練による一般住民に対する防災知識の普及、災害の予防及び被害を軽減するため、町民の一人一人の防災意識並びに防災知識の普及を図っていきます。

　　また、町内の各自主防災組織等においても、自主的な訓練を実施されているところであります。さらに、土砂災害危険区域のある自治会にあっては、県が主催し、２年に１度、対象自治会を選定しての避難訓練等を実施しております。

　　県では、大規模な総合防災訓練を県内の市を会場に毎年開催しております。ことしは今月３日に大館市を会場に、国、警察、自衛隊などの公的機関、医療・福祉機関、そして住民等が参加しての訓練が行われました。

　　小坂町においては、防災の基本である「みずからの身の安全はみずからが守る」ために、町民一人一人がその自覚を持ち、平時から災害に対する備えを心がけていただくとともに、災害発生時においては、初期消火など、みずからできる防災活動を初め、町及び防災関係機関による各種防災対策や救急・救助活動の実施、自主防災組織などの地域コミュニティー団体等の参加による訓練並びに防災活動を引き続き実施してまいります。

　　また、役場庁舎が被災もしくはそのおそれがある場合の本部機能の維持等はどうするのかとの質問でありますが、その際には被災の影響が少ない公共施設等、例えばセパームにおいて、本部としての災害対応に当たることになります。

　　２つ目の災害時の職員体制についてであります。先ほど述べましたように、災害対策本部設置基準に該当する大規模災害時には正職員全員が参集することとしております。現在の正職員数は、三役を含めて85名となっております。各避難所への人員配置については、災害発生場所や規模に応ずることとしております。避難所を開設する場合は、状況に適切に対応した人員配置に努めます。

　　また、町では情報配信システムにより、必要に応じた職員に対して参集することと指示するメール配信が可能であります。さらに、災害発生時には規模に応じて参集する職員を定めております。例えば、町内で震度５強以上を観測した場合や気象に関する特別警戒が発表された場合などは、全職員が参集することになっております。このことは職員への周知を徹底しております。

　　以上、11番、熊谷聴議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

　　なお、答弁漏れ等につきましては、再質問でお答えさせていただきます。

○議長（目時重雄君）　11番。

○１１番（熊谷　聴君）　再質問させていただきます。

　　農地推進委員は何人おられ、どのような活動をするのかお聞かせください。

○議長（目時重雄君）　産業課長。

○観光産業課長（安保明彦君）　農地利用最適化推進委員は４名おります。地域ごとに地域を見回っていただくということで、川上地区と中央地区、七滝地区、上向地区と４地区を設定しまして、それぞれに１名ということで４名という形になっておりまして、農地パトロールという形で日ごろからその地域の農地の状況を監視していただくという形になっております。

○議長（目時重雄君）　11番。

○１１番（熊谷　聴君）　わかりました。

　　それでは、大規模災害時の職員の体制は85名とお聞きしました。それで、震度５強になった場合、この85名の職員は配置につくまでは何時間何分ぐらいかもお聞かせいただければありがたいです。

○議長（目時重雄君）　総務課長。

○総務課長（成田祥夫君）　計画等においては何分以内ということは定めておりません。被害の状況に応じて、やはりいろいろ時間はかかると思います。速やかに参集することというふうなことにしておりますので、非常時の場合には、職員はまず速やかに参集できるような体制をとっていきたいというふうに思います。

○議長（目時重雄君）　11番。

○１１番（熊谷　聴君）　わかりました。

　　先般７月22日に突然の豪雨があったわけですけれども、小坂町の機敏な対応、また関係各位の俊敏な対応で最小限の災害におさまったと思っております。これからも、また町長を初め関係各位の方々のご協力を得ながら、町民の安心・安全をお守りいただければありがたいと思っております。

　　それでは、簡単でございましたけれども、私の一般質問を終わらせていただきます。

　　どうもありがとうございます。

○議長（目時重雄君）　これをもって、11番、熊谷聴君の一般質問を終結いたします。

　　お昼に若干早いわけですけれども、次の一般質問者については午後１時から。

　　これで、昼食休憩に入らせていただきます。

休憩　午前１１時５５分

再開　午後　１時００分

────────────────────────────────────────────

◇　本　田　佳　子　君

○議長（目時重雄君）　午前中に引き続き、一般質問を再開します。

　　３番、本田佳子君の登壇を求めます。

　　３番。

〔３番　本田佳子君登壇〕

○３番（本田佳子君）　３番、本田佳子、議長の発言許可をいただきましたので、順次一般質問をさせていただきます。

　　１、これからの農業のあり方について。

　　現在、農業者の高齢化に伴い、後継者、いわゆる次世代を担う若者が減少しており、今のままのスタイルでは収入も安定せず、不安を残すところであります。町として、これからの農業に対し、新たな方針、施策をどのように考えているのかお伺いいたします。

　　２、小坂町の移住における補助について。

　　小坂町では人口減少に伴い、これからの新しい世代の方々を受け入れ、サポートしていくために、若者向け促進住宅、子育て世代の家族を受け入れる住宅の建設を行い、子育て支援、高齢者のための支援事業等、家族が安心して生活ができる取り組みを積極的に行っているところであります。

　　さらに、子育てや介護を助け合える三世代同居、近居に対する住宅取得、増築に関する支援も必要と考えておりますが、町ではこのような補助事業は行っているのか。また、このことについてどのような考えを持っているのかをお伺いいたします。

　　３、女性消防団員の参画について。

　　１、町の消防団員がこの10年間でどれだけ減少しているのか。

　　２、女性消防団員の必要性を町としてどのように捉えているのか。

　　３、女性消防団員の募集をしてもなかなか難しいようでありますが、町としてどのような取り組みをしたらよいか、施策はあるか。

　　以上のことについてお伺いいたします。

　　町長答弁の後、改めて再質問をさせていただきます。

○議長（目時重雄君）　それでは、３番議員の一般質問に対し、町長から答弁を求めます。

　　町長。

○町長（細越　満君）　３番、本田佳子議員の一般質問にお答えさせていただきます。

　　初めに、これからの農業のあり方についてのお尋ねであります。農家の高齢化や後継者不足等により農家人口が減少していることは、当町のみならず、秋田県内においても同様の状態となっているところでございます。国は、農業経営向上対策として、担い手農家の集団化や農地の集積化を推進することにより所得増を図り、将来にわたる安定的な農業経営への転換を目指しております。

　　当町においては、個人農業者の廃業と経営方針の見直しに際して、担い手確保・育成や農業経営改善のために地域内農家が集まって法人化を図ったところや、個人経営の担い手農家に農地を集約する農家も出てきております。

　　しかし、当町の農業経営はこれまで米作を中心とした兼業農家が多く、専業農家が少なかったことなどから、経営の統合化・複合化が進みにくい状況であります。これからの農業経営は、グローバル化の中で需要に応じた農作物生産や加工品を含めた販売がさらに求められており、国等の各種農業政策の中から地域に応じた支援事業を有効活用して経営転換を図ることも考えていかなければならないと思っております。

　　また、農業後継者、担い手農家を育成するためには、生活が成り立つ農業モデルの確立が必要と考え、意欲ある認定農家の方々と一緒に、それぞれの経営体に応じた経営モデルを検討しているところでございます。最終的には、農業も経営者や労働力となる人の問題であります。意欲のある方々が農業経営で事業として成り立つよう、町は関係者の皆様と情報共有を密にして、この地域に友好的な国・県等の農業支援事業の活用のほか、町でさらにできることを一緒に考えてまいります。

　　次に、小坂町の移住における補助についてのお尋ねであります。ご質問にあります三世代で同居、または近隣に居住するための住宅の新築、増改築、リフォームまたは購入に要する経費に対する補助制度は、県内では横手市が定住促進のため地方創生総合戦略に位置づけて実施しているところであります。その内容は、補助金額は住宅取得・改修費用の３分の１で、新築、住宅購入等の場合、同居世帯で80万円、近居世帯で40万円、増築、リフォーム等の場合、同居世帯で30万円、近居世帯で15万円を上限額としております。

　　このような三世代同居等促進のための補助制度は、他の自治体でも取り組まれているところであります。小坂町でも、地方創生総合戦略において、移住・定住促進プロジェクトの中で、移住・定住促進奨励事業へ取り組むこととしております。

　　その内容は、町外からの移住者だけでなく町内居住者も含み、年齢や世帯の世代構成にかかわらず、住宅新築、中古住宅購入など、新たに住宅を取得する方に対し、最大60万円を定額で補助するものであります。この制度は平成28年度から開始し、新築住宅４件と中古住宅取得３件に対して370万円を補助しております。

　　また、秋田県では持ち家をリフォームする方に対し、住宅リフォーム推進事業を実施しております。これは、持ち家のリフォーム等の工事費に対し、一般世帯の場合ではその10％相当分、最大で12万円を18歳以下の子供が３人以上、多子世帯の場合でその20％相当分、最大40万円を補助するなどの制度であります。町では、一般世帯に対して工事費の15％相当分、最大15万円を、多子世帯に対しては25％相当分、20万円までを上乗せする補助制度を実施していることから、これをあわせると最大で一般世帯の場合は27万円、多子世帯の場合60万円の補助を受けることができます。平成28年度にあっては、総額では84件、538万円を補助しております。

　　町では、このように三世代同居等に限らず、補助対象を幅広く設定しております。町外から移住する方はもちろんのこと、既に町内に居住している方にも町内で住宅を取得していただけるよう、多くの方々に本制度について周知してまいります。

　　次に、女性消防団員の参画についてのお尋ねであります。１点目の10年間での消防団員数の減少についてでありますが、平成28年度と10年前の平成18年度と比較いたしますと、定数では202名から32名減の170名、実員では170名から23名減の147名であります。充足率については、84.7％から1.8％増の86.5％であります。これは、実数の減少よりも定数の減少が多いため、充足率では増加しているものであります。

　　この定数減少につきましては、全体的な団員数の減少もありますが、地域の人口減少により消防団の最小活動単位である班の維持が困難となり、苦竹班、余路米班が解散となったことも定数減少の一因であります。全国的に地域防災のかなめである消防団員不足が問題となり、国や日本消防協会では、消防団協力事業所制度や機能別消防団などの新たな制度を創設し、環境整備を行っておりますが、問題解決の決定打となっておらないのが現状であります。町といたしましても、出動手当の見直し、入団要件の緩和などの施策を行っておりますが、消防団員数の増加につながっておりません。

　　消防団は、機械器具等の装備に加えて統率のとれた活動ができるマンパワー集団であることが強みであり、火災や災害時で迅速に活動できる組織であります。そのマンパワーの源である団員数の減少は、防災上からも大変憂慮すべき課題であります。消防団としても、自治会や交友関係を通じて入団促進を行っておりますが、対象となる若者世代の減少や社会的関心の低下、理解不足により団員数の減少に歯どめがかかっておらないのが現状であります。

　　２点目の女性消防団員の必要性についてであります。町の女性消防団員は平成27年４月１日に初めて１名入団し、現在では３名が在籍しております。これらの女性消防団員につきましては、女性の特性を生かし、広報活動、予防活動や訓練等での活躍を期待しております。女性消防団の加入につきましては、消防団員の定数充足という考えよりも女性の社会進出に伴う活動の場の拡大と捉えており、これにつきましても社会的な流れであると考えております。

　　３点目の女性消防団員の募集についてでありますが、消防団員の募集については、女性や男性の区分をして募集はしておりません。消防団の活動に関心を持っていただき、消防団の中にも女性の活躍できる場があることを広くＰＲすることで、男女問わず消防団の加入促進につなげてまいりたいと考えております。それらを通して消防団全体の活性化につなげていければと考えております。

　　以上、３番、本田佳子議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

　　なお、答弁漏れ等につきましては、再質問でお答えさせていただきます。

○議長（目時重雄君）　３番。

○３番（本田佳子君）　ご答弁ありがとうございました。

　　１のこれからの農業のあり方についてでありますけれども、収入の減少、担い手不足を改善しようと農家の方々も行政も懸命に努力しているという様子がお伺いできました。農作物を育てるのにも人手がかかり、天候にも恵まれなければ思ったような収入が見込めません。今では毎年のように異常気象で天候も安定せず、思うように収穫量もとれず、収入も減少し不安定なため、若い世代が農業から離れていき、担い手不足に陥っている状態です。

　　何か打開策はないものかと思っていたところ、先月８月30日に、井川町のとある田んぼに再生可能エネルギーでつくった電気を売電して、なおかつ稲作も一緒に行って利益を生む取り組みを研修をしてまいりました。ソーラーシェアリングという太陽光発電を農地の上に藤棚のように設置して、作物の最適な太陽光量を保ちながら発電するというものです。

　　農林水産省は、「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電整備等についての農地転用許可制度上の取り扱いについて」を平成25年３月に公表し、これまで農地への太陽光発電整備等の設置は、支柱の基礎部分が農地の転用に当たるとして当初認められませんでしたが、今度条件を満たせば一時転用ができるようになりました。農地を農地以外で使うことには間違いないので、一時転用の許可が必要となりますが、そのかわり一時転用となることで、恒久的な転用ができない農地も対象になるので、農業の副収入を見出す手法として注目されております。

　　条件というのは、しっかりとした農業を確実に続けていくという強い意志があるということで、あくまでも農業にプラスアルファをする付加的な事業であり、農業がおろそかになっては継続ができない、いわば農家限定のサイドビジネスであるということでそういう条件がついているようです。集電する田んぼが道沿いにあること、電柱を立てなければならないという理由で、道路沿いの田んぼでなければならないという条件が必要だそうです。そして、毎年結果を記録し、報告する。あと、３年に必ず一度申請し、許可をとるというものです。

　　高さ2.8ｍの支柱で、4.1ｍ間隔で立てた支柱と支柱の間の上にパネルがあって、支柱の間とパネルの下をトラクターや稲刈り機が通れるスペースが確保されています。パネルは一般的な大きなパネルではなくて、縦35cm、横１ｍ90cmほどの細長い板のようなパネルで、設置斜度が30℃で、雪も積もらない設定になっているそうですまた、雪が降っても、これも少し熱を持つので、熱で雪が解けるそうです。

　　49.5kwの低圧安価で、１枚当たり110ｗのパネルが63基、1.3反分に設置されておりました。年間で６kw、約150万円の売電ができるそうです。パネルの発電の温度のマックスは25℃で、それよりも熱くなると発電が落ちるそうで、夏場は風通しがよく、気化熱で涼しくなる田んぼのほうの発電率が今、井川町の田んぼでは120％と高いそうです。遮光率は33％で、稲の生育には支障がなくて、収穫にも差が出ないそうです。

　　耐久年数は20年で、普通の太陽光発電より、ここの井川町の発電だと10年から12年でペイできるというお話でした。ただ、普通の太陽光発電よりコストが高目なので、少しでも安く購入できるように会社側のほうも努力したいとのことでした。

　　この発電に関して何がメリットかというのが、自然エネルギーでクリーンな発電方法であるということ、発電効率が地下に影響を受けない、メンテナンスの労力が少ない、固定価格買取制度による安定収入であるということ、あと、日照に応じた発電量と売電収入があるということがメリットだそうです。

　　生育する稲だけではなく、畑の作物であっても大丈夫だそうです。それも気化熱というか、逆に植物が育つ条件で、いつまでも太陽に当たっていると元気なわけではなくて、少し日陰があるとちょうどいいという生育状況の種類の野菜もあるそうなので、そういう野菜を選んで植えるとよいそうです。

　　北東北では初めての取り組みで、まだ試験段階ですので経過を見なければならないと思いますが、農地の転用をして利益を生むという新しい発想をこの小坂町ではどのように考えるか、お伺いいたします。

○議長（目時重雄君）　産業課長。

○観光産業課長（安保明彦君）　今議員からお話のあったのが、営農型発電設備という考え方でございます。確かにお話にあるとおり、井川町でことし水田13ａを使って実証試験という形で、井川町の電気機器メーカーが実験しております。農水省のほうでも、たしか平成25年３月31日付でこの転用についての取り扱いを見直ししておりまして、秋田県でもこちらのほうの考え方について一応見解を出しております。

　　一応、ご指摘ありましたのは井川町の水稲の場合ですけれども、秋田県内では、実はこのほかに上小阿仁村でミョウガ、それから由利本荘市でシイタケということで、３つの今、事例といいますか、取り組んでいるところでございます。

　　ただ、農地に太陽光パネルを設置し、営農を継続しながら発電するというこの考え方につきましては、農産物販売に加えて固定価格買取制度を活用した安定的な売電収入を得るということで、確かに農家への経済的メリットは期待されておりますが、日照不足や作業効率の低下によって営農本体自体が支障が出ないかどうか、このことがまだ懸念されているところであります。

　　したがいまして、秋田県では一応許可申請があった場合は、国からのこの通知を踏まえてどういう形の営農が継続的にできるのかということ、また周辺の農家への支障がどれぐらい出るのかという観点から慎重に判断するという形で今取り扱いさせていただいております。有効的な活用事例が確立されれば、ほかの秋田県内においても、土地も含めていろいろな活用を考えていければと思っております。

○議長（目時重雄君）　３番。

○３番（本田佳子君）　ありがとうございました。

　　少しでも農家の皆さんの所得アップのために実用化ができればと思い、このたび研修してまいりました。この結果がよい場合、本当に小坂町に合うのかも検証しながら取り入れていただければありがたいと思います。また、農家の皆さん方も喜べる、そういう取り組みができればよいかと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

　　以上で、１番の質問について終わります。

　　続いて、２の小坂町の移住における補助についてでありますが、子育てや介護を助け合える三世代同居の支援が各地で行われ始めています。今ご説明でお伺いして、小坂町も三世代に限らず支援をしていたということを私もここの場所で初めてちょっと知ったわけでありますけれども、ほかの地域でも、まずこういうことがやられていますということで少し紹介したいと思います。

　　茨城県の高萩市では７月24日から、親、子、孫の三世代が同居したり、近くで暮らすための住居を取得する際に、費用の一部を補助する事業を行っております。定住人口の増加や同居、近居で子育てや介護を助け合うことによって、家族のきずなを深めるきっかけにつながるとして今注目されております。三世代が同居、もしくは親と子供の住宅がおおむね２km圏内にある世帯のほか、18歳未満の子供が３人以上いる多子世帯も対象で、30万円を補助し、さらに中古住宅を取得した場合や三世代同居世帯、また多子世帯に10万円を加算する、また、18歳未満の子供が４人以上いる世帯には１人につき10万円を加算、ただし、加算額の上限が20万円となっているそうです。今年度の予算額は420万円だそうです。既に10世帯から14世帯の補助が受けられるような準備ができているということで、先ほど言われました秋田県でも横手市が取り組んでいるということですけれども、住宅金融支援機構と連携して行っているようです。

　　同居のメリットということでちょっとお話ししたいことがありまして、お互いに助け合い、気持ちを尊重することで信頼というきずなが深まります。私も４人の子供を育てていましたが、小さいころに、今は亡き義父、義母に大変お世話になり、子供の命も何度となく助けられました。また、義父、義母の協力なくして４人の子供は育てられませんでした。しつけも、私が教えていなくても義母が教えてくれたり、親に叱られると義母のところに逃げていくということがあって、子供にとって安心できる大切な心の逃げ場をつくっていただいたおかげで、今子供たちが自立し、成長して、いろんなことができるようになったのだと感謝しているところであります。

　　逆に、義母は発作を起こしたときに、子供が近くにいたということで、機転をきかせて薬を飲ませて事なきを得たこともありました。確かに、嫁、しゅうとめの問題でうまくいっている家庭は数えるくらいしかないのではないかとは思いますけれども、同じところに住んでいるだけでなくて、近くにいるというだけでも、いざというときに助けてもらえる利点はかなりあるかと思います。経済的な不安も軽減できたり、幾つか町にとっても利点はあり、いろいろな意味で、この取り組みで負担の軽減と人口増加につながるのではないでしょうか。

　　そういうこともありまして、このような質問をさせていただきました。小坂町の今の制度でも大丈夫だとは思うのですけれども、一緒に住むという利点を生かすことも大切かなと思いましたので、この質問をさせていただきました。

　　２についてはこれで終わります。

　　３番目の女性消防団員の参画についてであります。

　　消防団員が減少している今現在、先ほどお伺いした消防団員がもうこの10年間で本当にびっくりするくらい減っている状況でありますし、なかなか募集しても集まらないという状況であります。中には、女性は力がないから足手まといになるだけだと思っている方もいらっしゃるかと思いますが、近年の大震災、あと災害等において、女性自衛隊員が現場に対応し、おかげで困ったことを細かいところに気づいてもらった、子供のお世話や、女性でないと理解できない話もわかってもらったなど、メンタル的なことや気遣い、また心遣いで救われた方がいたことはテレビ報道でもあったことです。

　　また、火災、有事の際にどうしたらよいかわからず、立ちすくんで何もできないより、少しでも消火訓練、救命講習などで知識を持って行動できることは、一分一秒でも早く命を救うのには重要なことです。今では女性消防士や各自治体の女性消防団員もふえております。また、活躍されてもおります。

　　この間の県の消防大会でも、大仙市や潟上市、また横手市など、操法大会で活躍したお話も伺っております。また、小坂町も３名の若い女性隊員がけなげに頑張っているということで、何とか応援してあげたいなという気持ちがあります。

　　また、別な県の例を挙げますと、今埼玉県では県を挙げて入団を推進しているそうです。11月１日を女性消防団員の日と定めて、県内で一斉にＰＲ活動を行って、61会場で防災啓発劇とか、あと救急救命体験、女性団員とのトークショーなど、多彩なイベントを行ったりして女性消防団員を募っております。大規模とはいかなくても、小規模でもやれることから取り組んでみてはいかがでしょうか。

　　このことについて、啓発することについて、町のほうでどのように考えているのか、少しお話しください。

○議長（目時重雄君）　町長。

○町長（細越　満君）　今後も女性消防団については継続的に入ってもらえるように、こちらとしても努力していきたいと思っております。

○議長（目時重雄君）　３番。

○３番（本田佳子君）　大変ありがとうございました。どうか町としても後押しして、ご協力いただけますようよろしくお願いいたします。

　　これからの小坂町のさらなる安心・安全のために、人口増加のために、どうか町長、副町長、関係各課長によろしくお願い申し上げまして、私の一般質問を終わります。

　　どうもありがとうございました。

○議長（目時重雄君）　これをもって、３番、本田佳子君の一般質問を終結いたします。

　　以上をもちまして、本日の一般質問は全部終了いたしました。

────────────────────────────────────────────

◎散会の宣告

○議長（目時重雄君）　本日はこれをもって散会いたします。

　　なお、次の本会議は、９月15日午前10時より再開いたします。

　　お知らせいたします。この後、各常任委員会が予定されておりますので、総務福祉常任委員会は議長室へ、産業教育常任委員会は議員室へお集まりいただくようお願いいたします。

散会　午後　１時３４分